

在デンバー日本国総領事館 領事部

平成29年メールマガジン第6号（2017年3月17日送信）

★★

【今号の内容】

● 日本国籍に係る諸届について

★★

● 日本国籍に係る諸届について

1. 出生届

海外にお住いの日本人の母親または父親に生まれた子女が日本国籍を留保・取得するためには、出生届が三ヶ月以内に当該日本国在外公館（または本籍地役所）に提出されなければなりません。

2. 国籍選択・離脱届

生まれながらにして重国籍である（たとえば、米国で出生し日本国籍を留保する）日本人は、22歳になるまでに日本国籍の選択届または離脱届を提出しなければなりません（日本国籍を維持するか、もしくは、日本国籍を放棄するか、決めなければなりません）。

3. 国籍喪失届

日本国籍者が、自己の志望で外国籍を取得した（たとえば、米国に永住している日本人が米国籍を取得した）場合、日本国籍を失う（国籍法第11条）ことになっているので、日本国籍の喪失届を提出しなければなりません。

4. 注意

届け出に関する詳細は、どうぞ以下の当館ホームページをご参照ください。

戸籍関係

http://www.denver.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/jp_consular_koseki.html

国籍関係

http://www.denver.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/jp_consular_kokuseki.html

諸届を法規で定められたとおりに、また、その期限内に行わない場合、ご自身にとって不都合なことが生ずることもあり得ます（事実、そうなっている案件が散見されます）。どうぞ法規を遵守するようお願いいたします。

=====

在デンバー日本国総領事館 領事部
Consulate-General of Japan in Denver
1225 17th Street, Suite 3000
Denver, CO 80202
TEL:303-534-1151
FAX:303-534-3393
E-mail: cgjd-consular@de.mofa.go.jp